

2004年3月4日

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国土交通省鉄道局気付

国土交通大臣 石原 伸晃 様

鉄道局長 丸山 博 様

同 業務課長 高田 順一 様

東京都足立区

半澤 一宣

東武鉄道株式会社にかかわる2月29日付け要請書についての追加連絡

前略失礼致します。

先月29日付け第120-58-74612-5号書留配達証明郵便により貴局に送付した要請書にかかわる件につきまして、本日、東武鉄道株式会社に、同日付けの同社宛て質問状の訂正と、質問項目の追加についての連絡（内容証明郵便）を送付致しましたので、その写しとこれに係る証拠写真を、お届け致します。

これは、今回私が問題にしている、東武鉄道車両の乗務員室部分の欠陥構造について、一部の乗客だけでなく、一部の運転士又は車掌までが悪用し、乗務中に喫煙しているとしたと考えられない証拠＝運転席の床に多数の焼け焦げ跡が残る車両が存在する事実が判明したためです。つまり、貫通路構成時に運転席と貫通路との仕切り壁として使用する回転扉を、その必要がない乗務時に閉め切り、この扉に取り付けられている遮光幕を下ろすことによって、運転席を客室から監視できない個室状態にできてしまうことから、一部の乗務員がこれを悪用して喫煙し、その結果運転席部分の床に、ここで喫煙した証拠である焼け焦げ跡が残っているとしか、他に考えようがないわけです。同様の喫煙行為は、便乗の際に編成中間の運転席に乗車する乗務員が時折見られることから、便乗乗務員も行っている可能性も、否定できません。

この件の問題点については、今回写しを同封した東武鉄道宛て連絡状に記したとおりですので、詳しいことはそちらを御参照願いますが、要点を記せば、

1. 乗務員が乗務中に喫煙し、その煙が客室に漏れ出すことで、受動喫煙による健康被害を乗客に強要する＝傷害的行為を行っているだけでなく、客室内を全線全区間禁煙としていることとの整合性を損ない、これによって乗客の喫煙ひいてはこれに起因する乗客同士のトラブルを誘発する危険性を生ぜしめ、もって乗務員自らが列車内の秩序と治安を悪化させている
 2. 喫煙しているのが運転士であるとした場合、主幹制御器やブレーキハンドルから頻繁に手を放す危険運転をしていることになり、運転事故の温床になりかねない
- の2点に集約されます。これらはいずれも乗客の生命を預かるという、交通事業者としての自覚に欠ける言語道断の行為であり、絶対に見過ごしてはならない問題です。

このような問題を引き起こしている、同社車両の欠陥構造については、一日も早く是正

されなければならないことは明白です。にもかかわらず、同社は恐らく車両改造工事のための経費の出し惜しみと、この欠陥構造が引き起こしてきたさまざまな問題についての責任の所在を否定しようとするために、欠陥構造の是正を20年以上にわたって怠り続けたあげく、前回通報した、問題の根本的な解決にならない小改造で、この問題への幕引きを図ろうとしています。その結果として、同社がこれまでに利用者への危害をいたずらに拡大させ続けてきた事実については、昨年1月24日付け第120-55-33159-5号書留内容証明郵便をはじめとする文書等によって、通報し続けてきたとおりです。

よって、長年にわたり利用者の安全を無視し続けてきた悪質さに鑑み、本状にて通報した問題点を踏まえ、同社に対して速やかに、行政指導よりは鉄道事業法第23条3号及び6号に基づく、問題の欠陥構造の是正を命ずる事業改善命令を発令されることを、改めて貴局に要請致します。

取り急ぎ用件のみにて失礼致します。

敬具

東武鉄道車両の運転室内で喫煙が行われている事実を示す証拠写真の撮影データ

(解説文に対応する写真番号は、各カラースライドの裏面に記入してあります。写真番号は2月29日付けで送付した分の続き番号としてあります)

2004年1月12日(月曜日、成人の日)

浅草7時10分発 快速東武日光・会津田島ゆき 第35列車
車両番号 クハ6267号車(南栗橋検修区新栃木派出所配置)

2004年1月12日(月曜日、成人の日)

太田9時46分発 普通東小泉ゆき 第915列車
車両番号 クハ8661号車(南栗橋検修区館林派出所配置)

* 鉄道局長様及び業務課長様のお名前は、貴省のホームページによりました。

記事 書留郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第120 58 74712 0号

平成16(2004)年3月5日 東京中央郵便局にて配達完了

本状に対する国土交通省からの回答は無し。